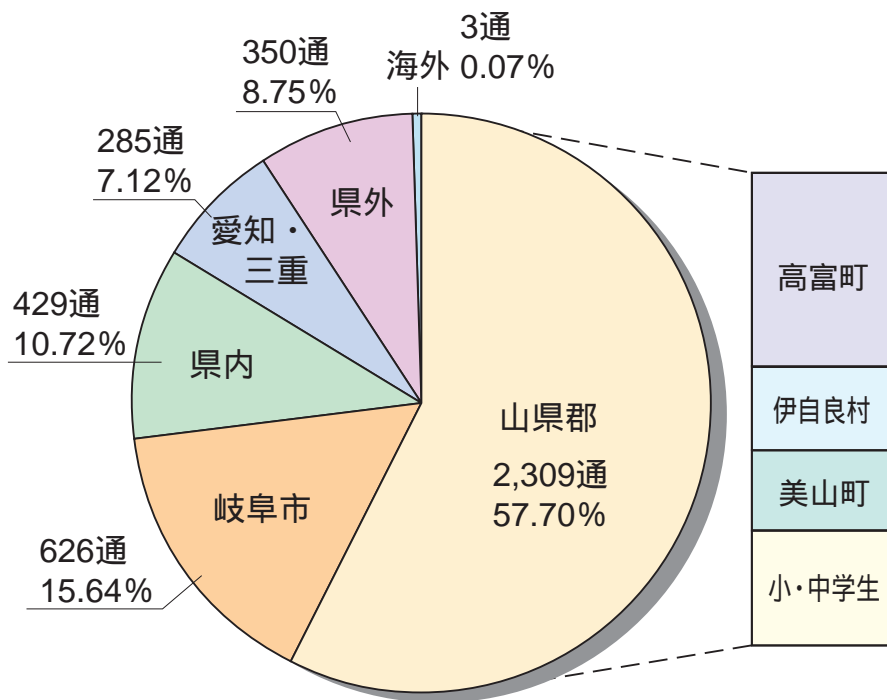


合併協議会だより

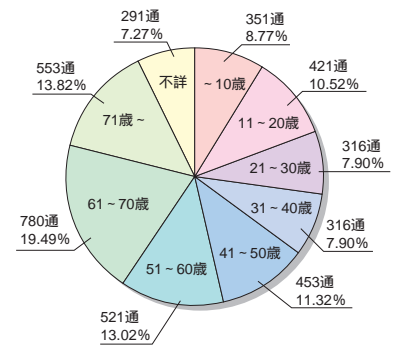
新市名称
候補応募数

4,002 通

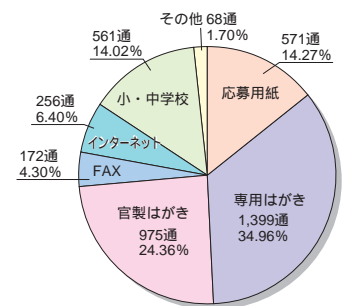
新市名称候補募集結果



応募者の住所別状況



応募者の年齢別状況



応募方法別の状況

CONTENTS

第8回合併協議会の報告 ...2・3ページ
 新市の手数料3ページ
 新市のバス料金.....4・5ページ
 新市の水道6ページ
 シリーズ合併支援 その
 合併算定替7ページ
 市町村合併のツボ8ページ

編集・発行 / 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局
 〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
 高富町役場庁舎2階
 TEL.058(23)100 FAX.058(23)101
 E-mail info@gappei-tim.jp
 URL http://www.gappei-tim.jp

第8回 合併協議会の報告

四月一日、高富町役場庁舎三階大会議室において、第八回高富町・伊自良村・美山町合併協議会が開催されました。

はじめに、会長からあいさつがあり、新委員に委嘱状が交付されました。そして、報告及び議案の審議に入りました。

報告事項

平成十三年度合併協議会予算流用について報告がありました。

協議事項
協議第二十二号
(仮称)新市まちづくり構想について(継続協議)

(仮称)新市まちづくり構想(素案)について概ね承認され、さらに継続して協議していくことになりました。



協議第二十四号
使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり承認されました。

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

手数料については、三町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

手数料の概要については、三ページをご覧ください。

協議第二十五号
各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおり承認されました。

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。

三町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、地域全体の均衡を保つように調整する。

整理統合できる補助金等

については、統合するよう調整する。

協議第二十六号
総合交通関係事業の取扱いについて

総合交通関係事業の取扱いについて、次のとおり承認されました。

高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第二十一条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。

料金体系については、三区間を設定し、移動区間に応じて、百円・二百円・三百円の三種類とする。

回数券は百円券の十一枚綴りとし、金額は千円とする。

新市のバス料金の概要については、四・五ページをご覧ください。

協議第二十七号
上水道関係事業の取扱いについて
(水道料金)

水道料金の取扱いについて、次のとおり承認されました。

水道料金については、高富町の例による。

水道臨時使用料金については、高富町の例による。

使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。

注 高富町は全域が上水道で、伊自良村は二つの簡易水道があり、統合簡易水道に向けて整備が進められています。美山町では五つの簡易水道があり、上水道に向け整備が進められています。

水道事業は、給水人口によって上水道・簡易水道等に区分されます。給水人口が五千人を超えるものは、上水道とされませんが、両者の技術基準・水質基準は、基本的に同じです。

(水道加入分担金)
水道加入分担金の取扱い

について、次のとおり承認されました。

水道加入分担金については、高富町の例による。

新市において、上水道又は簡易水道の使用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。(既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。)

水道臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者の定める水道料金を予納するものとする。

新市の水道の概要については、六ページをご覧ください。

下水道関係事業の取扱いについて

農業集落排水事業の取扱いについて、次のとおり承認されました。

農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において従量制による料金体系の構築を図る。

農業集落排水施設の新規加入負担金については、高富町の例による。

新市の新規加入負担金は、二十六万二千五百円になります。

注 高富町では赤尾地区・梅原地区・大桑地区、伊自良村では伊自良川左岸地区・伊自良川右岸地区で、農業集落排水施設の供用が開始されており、高富町の桜尾地区では、現在、農業集落排水施設を建設中です。

新委員紹介

高井克明委員、河合正明委員、古川一美委員に替わり、上野政幸さん、坂正光さん、平光節夫さんがそれぞれ合併協議会委員に就任されました。

新幹事紹介

早矢仕英雄さんの美山町助役退任により、新しく美

山町助役田垣隆司さんが副幹事長に、美山町収入役山口秋男さんが幹事に就任されました。

小委員会開催

四月十一日、高富町役場庁舎において、第五回新市名称候補選定小委員会が開催されました。

はじめに、高井副委員長の交替に伴う副委員長の選任協議があり、上野政幸さんが就任されました。そして、新市名称候補の選定に入りまし



たが、継続して協議することになりました。

四月十日、高富町役場庁舎において、第六回新市名称候補選定小委員会が開催されました。

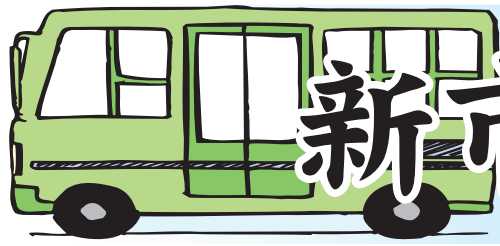
継続協議となっていた新市名称候補の選定について、さらに慎重に協議が行われました。

新市の手数料

ここでは、新市において町村により変更となる手数料のうち、主なものをお知らせします。

項目	町村名	現行手数料	新市手数料
・租税公課証明書交付手数料 ・土地家屋証明書交付手数料 ・公簿、公文書及び図面閲覧手数料 ・住民票の写し交付手数料(1世帯5人までを1件とする。) ・戸籍の附票の写し交付手数料 ・外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ・印鑑証明書交付手数料 ・その他証明手数料	高富町	1件(通) 300円	1件(枚・通) 300円
	伊自良村	1件(通) 200円	
	美山町	1件(通) 200円	
・臨時運行許可申請手数料	高富町	1両 750円	1両 750円
	伊自良村	- (注)	
	美山町	1両 750円	
・印鑑登録証再交付手数料	高富町	1件 300円	1件 300円
	伊自良村	無料	
	美山町	無料	

(注) 現在伊自良村では、臨時運行許可事務を実施していません。



新市のバス料金

第8回合併協議会において、新市の自主運行バスの料金体系については、路線ごとに移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とすることが承認されましたが、料金区間の設定は、下図のようになります。

路線バスである黒野線は、合併後も岐阜バス料金体系のままです。
 (注) 自主運行バスの具体的な路線や停留所については、今後調整されます。

現行バス路線イメージ図 (自主運行バス等)

- ・ 現行のバス路線と主な停留所を表しています。
- ・ 料金については、新市の自主運行バスの料金を表しています。

○ : 主な停留所



高富町と美山町は、下記のように、町が主体となって自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)を運行しています。

黒野線は、岐阜バス主体で運行している路線バス(道路運送法第4条に基づくもの)です。

種別	路線名
自主運行バス	(緑色) 神崎線
	(黄緑色) 岐北線
	(茶色) 板取線
路線バス	(水色) 高富町自主運行バス
	(青色) 黒野線

新市の水道

ここでは、新市の水道料金や加入分
担金等の概要について紹介します。

水道料金

新市の水道料金については、下記の
表のとおり統一されます。

新市水道料金

口径別	料率	基本料金(2ヵ月分)		超過料金
	料 金	水 量	1m ³ につき	
13mm	1,340円	20m ³ まで	80円	
20mm	2,060円			
25mm	2,700円			
30mm	3,040円			
40mm	5,460円			
50mm	7,980円			
75mm	16,820円			

上記表に消費税及び地方消費税が別途必要です。

比較してみよう!! 水道料金

合併した場合の新市の水道料金は、現在の3町村
の水道料金と比べて、高くなるのでしょうか？安く
なるのでしょうか？

ここでは、一般家庭で使用される平均的水量(口
径13mmにより2ヵ月で60m³を使用した場合)の水
道料金について比較してみましょう。

(例)口径13mmにより2ヵ月間で60m³を使用した場合

		現行水道料金	新市水道料金	差 引
高 富 町		4,767円	4,767円	0円
伊自良村		5,565円	4,767円	798円
美 山 町	谷合・乾簡易水道	4,725円	4,767円	42円
	富永簡易水道	4,725円	4,767円	42円
	北武芸簡易水道	8,400円	4,767円	3,633円
	中洞簡易水道	9,450円	4,767円	4,683円
	上水道(平成19年3月31日まで)	6,405円	4,767円	1,638円
	上水道(平成19年4月1日から)	8,400円	4,767円	3,633円

美山町の簡易水道料金は、美山町条例により平成15年度か
ら順次、上水道料金に移行していきることになっています。

使用水量の検針・水道料金の徴収

新市においては、2ヵ月分の使用
水量を検針します。

水道料金の徴収は毎月となりま
す。通常は、水道料金の体系が2ヵ
月単位となっているため、毎月の
徴収額は半額となります。

水道加入分担金

新市の水道加入分担金については、
下記の表のとおり統一されます。

新市水道加入分担金

口径別	金 額
13mm	127,500円
20mm	204,000円
25mm	306,000円
30mm	408,000円
40mm	612,000円
50mm	1,019,500円
75mm	2,039,000円

水道加入分担金の現状

現在の水道加入分担金の現状は、下記のとおりです。

高 富 町 新市水道加入分担金の
とおり。
伊自良村 176,000円(宅地1世帯、
又は1戸当たりの1区画
につき)
美 山 町 5つある簡易水道のう
ち、例として富永簡易
水道(給水区域：富永)
を紹介します。

(例)富永簡易水道
(給水区域 富永)

口径別	金 額
13mm	150,000円
20mm	300,000円
25mm	450,000円
30mm	600,000円
40mm	850,000円
50mm	1,000,000円

- Q もし、新市の区域内で引っ越して、新たに給水を受ける場合、水道加入分担金を支払わなければならないの？
- A 上水道・簡易水道の利用者が、新市の区域内で引っ越しをした場合、前の住所で使用していた水道管を閉栓し、かつ、同口径以下で給水を受ける場合は、水道加入分担金は必要ありません。

合併算定替

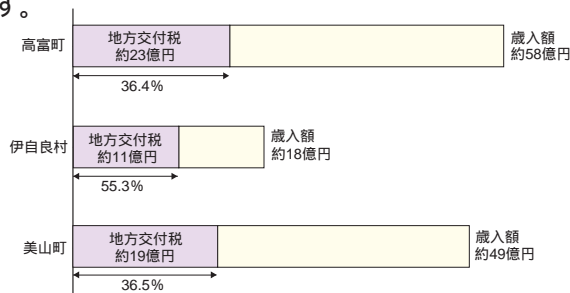
市町村が合併しようとする場合には「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」等によるさまざまな国の財政的な支援等を受けることができます。今月号から、このような財政的支援について順次紹介していきます。今回は、地方交付税の合併算定替について紹介します。

地方交付税とは

自治体によって、地方税等の収入額には差があります。このため、標準的な行政を行うのに必要な支出に対し地方税収入等が不足する自治体に対して、その差額分を埋めるために交付される税のことを言います。所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合が配分されます。

地方自治体の歳入の実状

現在多くの地方公共団体が、国からの地方交付税を主要な財源として行政運営を行っています。平成12年度の3町村の歳入額に占める交付税の割合を見てみると、高富町と美山町は約36%、伊自良村では55%以上となっています。



平成12年度 地方財政状況調査

現在地方交付税制度が抜本的に見直されており、今後、小規模自治体の交付税が減少していくことが見込まれています。

もし、3町村が合併した場合、本来であれば、人口の増加等による経費節減により、一般的に、新市の地方交付税は急激に減少するはずですが

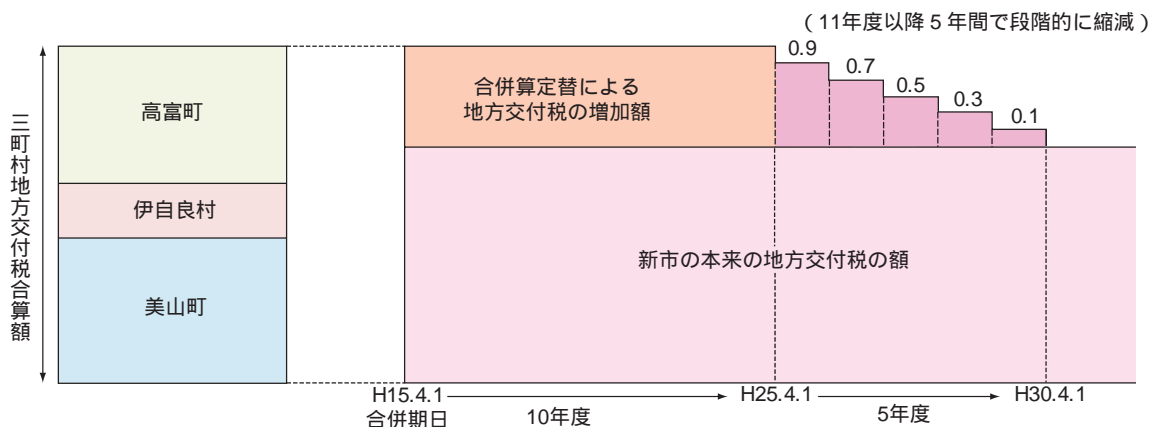
合併特例法の合併算定替により

合併してから10年度の期間

- 合併しないで3町村が存続した場合に算定される地方交付税の額を下回らないように算定した額が交付されます。

合併後11年度から15年度までの期間

- 合併算定替による増加額が段階的に縮減されます。



(注1) 上記表は、実際の割合を表わすものではなく、また、3町村の地方交付税合算額が、同額のまま合併後10年度交付されること等を表したものではありません。

(注2) 上記表は、特別交付税・普通交付税による合併加算額等は表示していません。

合併協議事項一覧表

平成14年4月1日現在

承認： 一部承認：● 協議中： 未協議：

合併協議会における協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産及び債務の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	特別職の職員の身分の取扱い
11	条例、規則等の取扱い
12	事務組織及び機構の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い
14	使用料・手数料等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	各種団体への補助金、交付金等の取扱い
17	町、字の区域及び名称の取扱い
18	慣行の取扱い
19	消防団の取扱い
20	各種事務事業の取扱い
1	自治会関係事業
2	防災関係事業
3	地域情報化関係事業
4	総合交通関係事業
5	国民健康保険事業
6	福祉関係事業
7	保健・環境関係事業
8	産業・建設関係事業
9	上・下水道関係事業
10	学校教育関係事業
11	社会教育関係事業
12	その他協議が必要な事業
21	新市建設計画に係る事項

市町村合併のツボ

もし、合併して新市になった場合、施設の使用料はどうなるの？

例えば、高富町総合体育館、伊自良村キャンプ場やグリーンプラザみやま等の使用料については、合併後も基本的に現行のままです。また、美山町の総合運動場等は、町内・町外居住者によって使用料に違いがありますが、新市では統一

されます。
なお、同一又は類似する施設の使用料は、新市において、今後統一する方向で調整されることとなります。

アクセス件数1万件突破

<http://www.gappei-tim.jp/>

高富町・伊自良村・美山町合併協議会ホームページのアクセス件数が1万件を突破しました。

これからも山県郡3町村の合併に関する最新の情報等をお知らせしますので、ご覧ください。



合併協議会ホームページのイメージ

会議録等を閲覧できます
合併協議会の会議録や会議資料を閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局、伊自良村又は美山町役場の市町村合併相談窓口までお越しください。

合併協議会を傍聴できます
会議の傍聴を希望される方は、会議開始十五分前までに会場にお越しください。傍聴証をお渡します。なお、希望者が定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

第10回合併協議会開催予定

日時

6月3日 月曜日
午後1時30分から

場所

高富町役場庁舎
3階大会議室

編集後記

新市名称候補の応募が、四千二通ありました。三町村住民の方から約五十八%と、半分以上の応募をいただきました。

ところで、応募状況を見ていて大変驚いたことがあります。それは、海外から新市名称候補の応募をいただいたことです。これらは合併協議会ホームページから送信していただいた分なんです。海外に住んでみえる方も三町村合併に関心を持っていらっしゃるのだと、大変うれしく思いました。

このようなちょっとしたことがうれしくて、一層仕事を頑張ってみようかなと思う今日この頃です。

(三)